

Voters

ボーターズ 2026年8月 No.93

選挙と政治を自分事に

公益財団法人 明るい選挙推進協会

特集

ICTと選挙

- | | | |
|-----------------------|--------------------|----|
| 宮崎県新富町における電子投票の導入について | 宮武 三奈 (新富町選挙管理委員会) | 6 |
| インターネット投票の行方 | 湯浅 壘道 (明治大学) | 8 |
| 選挙機器開発の歴史と選管課題への貢献 | 藤井 俊介 (株式会社ムサシ) | 10 |
| 生成AIは選挙をどう変えるのか | 林 紀行 (日本大学) | 12 |

- | | | |
|---------------|----------------------------|----|
| Voice 選挙とわたし | らむ音 (落語家) | 2 |
| コラム | 佐々木 毅 (明るい選挙推進協会) | 4 |
| ファクトチェックの実績 | 古田 大輔 (日本ファクトチェックセンター) | 14 |
| 選挙制度こぼれ話 | 明るい選挙推進協会 | 15 |
| 明推協リレーコラム | 堀内 匠 (北海学園大学) | 16 |
| あなたはどっち? | 垂見 和磨 (共同通信社) | 17 |
| お知らせ | | 18 |
| How to ファシグラ! | 増平 貴之 (ファシリテーショングラフィック勉強会) | 19 |



令和7年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞 (中学2年生)



選挙とわたし

自分の意見、自分の一票を大切に

らむ音さん



らむね 落語家。32歳。日系ブラジル人3世。武蔵野美術大学から落語の道へ。2017年に落語家・らぶ平に入門、2022年にニツ目昇進。若手落語家が古典落語で競う「Zabu-1グランプリ」2023年大会で準優勝し、現在は多方面で活躍している。

私たちは選挙にどう向き合えばよいのかを探る「選挙とわたし」シリーズ。第3回は、落語家のらむ音さんです。

— らむ音さんは、一つの噺を演じられるようになるまで、どれくらい稽古されるのですか。

師匠からOKが出れば、「上げ」と言って、初めてお客様の前で披露する「ネタ下ろし」が許されます。それまでに大体3回、見ていただく稽古、「上げの稽古」をします。

最初は師匠や、稽古をつけてくださる方の実演をただ観るんです。許可があれば録音や録画させていただいて憶える。憶えたら、師匠や稽古をつけてくださる方をお願いして、私が話すのを見ていただきます。それを「ここを直した方がいい」と

ご教授いただいて、自分で稽古して直して、3回目の稽古で上げるという流れです。難しいものは、3回では終わらないこともあります。

— 3回で上げの稽古が終わるよう、自分でみっちり身につけていくわけですね。期間的にはどれくらいになるんですか。

大体ひと月から、長いもので半年かかります。ただ、上げは「お客様の前で話してよい」と許可をもらっただけで、それで完璧というわけではありません。最初は教えどおり、一文字もずれないように話しますが、そこから自分なりにアレンジして磨いていきます。

— なぜ、落語家になろうと思ったのですか。

最初から落語家になろうとしたわけではないんです。私は落語家になる前、舞台役者として活動していました。留学中にアメリカのテレビに出たり、ブロードウェイの舞台に立つことがあって、女優を目指したんです。そのときに、いまの師匠のらぶ平を紹介されて、師匠が一度私の舞台を見に来てくださったんですね。それで後日、「頑張っているのはよくわかった。でも、あれをやって意味があるのか。落語だったら、主役、脇役、監督、プロデューサー、全部自分一人で表現できるんだよ」と言われました。

私は日系ブラジル人で、「純日本」とは違う環境で育ったので、落語なんて私には到底無理だ

と思っていました。でも、師匠の落語を初めて聞いたときに、一人で話しているのに、何人にも見えて、味を感じて、暑い寒いとか、風景が見えて、魔法みたいだなと。最初はその表現技術を学びたいと師匠の付き人になって、言葉遣いや着物の着方…と、一から教えていただきました。そして最後は師匠のお人柄に惹かれました。師匠の周りにはいつも人が集まるんですよ。

◆ブラジルと日本の違い

— らむ音さんは日系3世ということですね。

はい。両親は生まれも育ちもブラジルで、家庭内ではポルトガル語。私は日本生まれですが幼少期は日本語が話せず、小学校で苦労しました。

— 日系ブラジル人ということで、理不尽な思いをすることがありましたか。

当時はたくさんありました。子供ながらに両親がほかの大人とは違う扱いを受けているなと感じたこともありましたが、私も中学校で「ブラジルに帰れ」って言われたり。

私は、日本語もポルトガル語も中途半端だし、両国の文化もわからない。「そんなことも知らないの?」ってたくさん言われてきたんですね。

でも、一つだけではなくて、二つの文化にずっと触れてきたことは強みなんだということを、後になってから気づかされまして。特に落語を始めてから、それを強く感じています。

— 先日の独演会では日、英、ポルトガル語の3カ国語落語を披露されていましたね。

ブラジルの方は、家族をすごく大切にされているイメージがありますが、いかがですか。

そうですね。家族愛がとても強くて、仕事より家族というような文化ですね。

— 前回のブラジル大統領選の報道で、その仲のよい家族内でも支持政党に分かれて侃々諤々^{かんかんがくがく}と議論している様子が流れて印象的でした。

昨年、落語の仕事でブラジルに行き親戚で集

まったときに、「日本では、政治はどんなの?」と、自然に政治の話になるんですよ。そしてまだ中学生のいところでさえ自分の意見を持っている。日常の会話で政治の話をしているので、子どもも自然と興味を持ち、自分の意見もはっきりと言えるようになるのだらうなと感じました。

日本だと、政治の話をしたら、もう変な人の扱いで、すごく変な空気になるじゃないですか。日本に住む親戚も、政治の話はしませんし。

— ブラジルは義務投票だそうですね。

そうです。私は日本の選挙権を持ちますが、両親はブラジルの選挙権なんです。それで、横浜在住ですが、ブラジルの選挙がある度に都内まで出向いて投票しています。幼い頃には一緒に行った思い出があります。私の記憶では、投票のときに電子投票機を使っていました。

— ご自身は、選挙や政治に関心を持つようになったきっかけはありますか?

選挙権を得てから選挙に行くようにはなったのですが、最初は強くは興味は持てないままでした。でも選挙を重ねるにつれて、より強く感心を持つようになっていきました。コロナ禍が始まった頃に「政治って、結構自分に関係のあることなんだ」ということに気づきました。

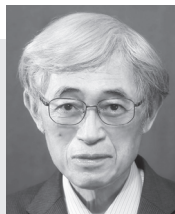
— 若い世代が投票に行くことに、何か意義があると思いますか。

とてもあると思います。でも周りは「税金が高い」と言う人はいるけれど、選挙に行かない人も多くて…。この前の衆院選でも僅差で決まった選挙区がありましたし、私のところでも結構接戦で、自分の一票が大切だなと思いました。

誰も最初から知識を持っているわけではなく、最初は難しいと思います。でも、いまは自分で調べることができるのですから、身近に、気になったところから見てもらって、一票を大切に投票してもらえたらいいなって思います。

— 今日はありがとうございました。

「収益化」の命運



明るい選挙推進協会会長 佐々木 毅

かねて懸案となっていた、選挙運動に関するSNS規制に関わる改正法が成立した。自民党、中道改革連合など与野党六党の共同提出によるものであり、来年3月に施行し、4月の統一地方選挙から適用することになっている。この難問との取り組みが着実な一步を踏み出したことは日本の民主政にとって喜ぶべきことであろうが、この闘いは後で述べるように漸く緒に就いたばかりである。従って、「選挙を守る」という立場に立って今後とも監視を怠ってはならない。

今度の改正では公選法と情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)の改正が行われた。言うまでもなく、この改正の目的はSNSをはじめとするインターネット上の情報が国制や地方選挙に大きな影響を与えている現状を踏まえ、偽情報の拡散に歯止めをかけることにあった。

改正公選法ではネット利用者が候補者の虚偽情報を公にして選挙の公正を害さないように明記した。また、人工知能(AI)で作成・改変した画像・動画を投稿した場合には改変の表示義務を新たに課した。このように、利用者が悪質な投稿をしないよう自制を求める法文を追加した。

改正情プラ法では、偽情報による選挙への悪影響を抑制・軽減するために「必要な措置」を事業者に義務づけた。そして、事業者は毎年一回、どのような「必要な措置」を実施したかについて公表しなければならない。それについては総務省が推奨事例を設定することになっている。

これらの改正について特徴的な点を挙げれば、利用者や事業者の自制や努力に依存している点が目につく。つまり、どこにも制裁や罰金などについての新たな記述は見当たらない。これで偽情報が姿を消し、全てが丸く収まると考

えているのだろうか。改正案をまとめられた努力は多とするが、そう楽観的になれる人は少ないのではないか。

多くの人々が指摘しているのは、閲覧数が増えれば増える程投稿者の広告収入が増えるという、SNSの「収益化の仕組み」にどう対処するかが大きな焦点である。現に、先の事業者に対する推奨事例の中には、「収益化の停止」が挙げられている。この「収益化」の歯止めについては、選挙運動期間中は「収益化」の仕組みを停止する案など、実に多様な提案が寄せられている。その意味では、今度の改正が不十分な場合、次なる措置は準備済みのように見えるかも知れない。しかし、「表現の自由」との関係という難しい問題が前途に控えている。

一部の報道によれば、今度の改正案は、欧州連合(EU)の法律を参考にしたと言われている。特に、SNS事業者に違法コンテンツ対策を義務付けるEUのデジタルサービス法(DSA)を参考にした。DSAを根拠にEUは、グローバル売上高の6%の制裁金を科すとした。これに対して大規模なSNS法人を抱える米国は、DSAを念頭に欧州のデジタル規制を「検閲」として批判し、自らは「表現の自由」の旗を掲げ、そのデジタル規制を撤廃しなければ追加関税を課すと警告した。最近、こうした米国とEUとの対立は珍しくないが、日本は微妙な国際情勢の下、規制を増やしたり、罰金等を引き上げることを抑制しながら、今度の改正案に到達したのだという。

選挙は数年に一回、取り返しの効かない重要な決定の機会である。その意味で、毎日の売ったり買ったりする営みとはいわば対極にある。この重要な舞台がどう整備されるか否かは結果に雲泥の差をもたらす。後知恵は「後の祭り」でしかない世界である。

選挙を取り巻く情報環境は、2013年に「インターネット等を利用する方法による選挙運動」が解禁されて以降、大きく様変わりしました。解禁により、政党・候補者は、これまで公示日以降、更新することができなかったホームページやブログ、Xなどへの書き込みが選挙期間中もできるようになり、また有権者にとってもSNSを通じて政党・候補者と意見交換ができるようになりました。当協会で国政選挙後に実施しています意識調査で、解禁直後からインターネット上の選挙運動の利用について尋ねていますが、当初こそ「利用しなかった」割合は高かったものの、回を重ねるごとに減少してきており、直近の調査では44.2%と、(逆を言えば)55%強の方は何らかのインターネット上の選挙運動を利用した結果となっています。

一方で、インターネット上の選挙情報の中には、虚偽情報や誤情報の拡散、生成AIによる巧妙な画像・動画の作成など、新たな課題もみられます。こうした状況を受け、今国会で、選挙期間中のSNS上の虚偽・誤情報への対応などを盛り込んだ制度改正が成立しました。(来年3月1日から施行され、4月に予定されている統一地方選挙から適用されます。)

公職選挙法の一部改正

(1)電子メールを利用する方法による文書図画の頒布に係る規制の廃止

これまで電子メールは候補者や政党等のみに使用が許されていたが、今後は誰もが使用できるようにする。

(2)インターネット等を利用する方法によりAIを利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務

AIを利用して作成・改変された画像又は映像^(※)が掲載された文書図画をSNSを含むインターネット上で利用する場合は、その旨を表示しなければならない。

※改変が社会通念上軽微なもの、イラスト・アニメーションなど実際に撮影されたものと誤認されるおそれのないものは対象外

(3)選挙に関しインターネット等を利用する者の責務

選挙に関しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にして選挙の公正を害することがないようにしなければならない。

情報流通プラットフォーム対処法の一部改正

(1)大規模特定電気通信役務提供者は、選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するため、当該大規模特定電気通信役務の特性に応じ、必要な措置を講じなければならない。

(2)大規模特定電気通信役務提供者は、(1)の措置について実施状況を毎年1回、公表する。

本特集では、ICTが選挙全般に寄与したこと、また期待されること、そして今後の課題について、多角的な視点から識者に執筆いただきました。

宮崎県新富町における電子投票の導入について

新富町選挙管理委員会書記 宮武 三奈



Ⅱ はじめに

新富町は、宮崎県の中央部に位置し、人口1万5532人、総面積61.53km²を有する自然豊かな町です。町内には広大な田畑が広がり、太平洋にも面するなど、豊かな自然環境に恵まれています。

本町の選挙管理委員会は、総務課の行政係職員が併任しており、事務局長以下書記3名を含む4人体制で選挙事務を担っています。

Ⅱ 背景

本町における電子投票の導入は、全国で約8年ぶりとなる電磁的記録式投票機を用いた選挙が実施されたことをひとつの契機としています。しかし、その決断に至るまでには、先行事例の存在だけでなく、さまざまな検討要素や課題認識がありました。こうした状況を踏まえ、本町では電子投票の有効性について検討を重ね、導入に向けた判断を行いました。ここでは、その背景と導入を後押しした主要な要因についてご紹介します。

本町では以前から投票率の低下を重要な課題として捉え、その実態を把握するため投票結果の分析を進めてきました。その結果、若年層と後期高齢者の投票率が低く、全体の投票率に大きな影響を与えていることが明らかとなりました。この結果は想定していたものではありませんでしたが、改めて課題を裏付けるものとなりました。

そこで本町では、投票率向上に向けた取り組みとして、小中学校における主権者教育のための出前授業や、投票区の再編検討、ポスター掲示場設置個所の再検討等を進めてきました。そ

うした中、2024年に大阪府四條畷市で電磁的記録式投票機を用いた選挙が実施されました。さらに、2025年1月には、その電子投票システムを提供した事業者から説明を受ける機会を宮崎県に設けていただき、これが本町における電子投票導入検討の始まりとなりました。

若年層と後期高齢者の投票率低下には、それぞれ異なる要因があると考えています。若年層については選挙に対する関心の低さ、後期高齢者については身体機能の低下などにより投票行為そのものが負担となり、投票を断念するケースがあることが課題として挙げられます。

電子投票は、若年層にとっては日常的に使い慣れた電子機器による投票を可能とすることで、選挙をより身近に感じてもらい、関心や参加意識の向上につながることを期待できます。また、高齢者にとっては、書字負担の軽減により、投票しやすい環境づくりに寄与するものと考えています。

本町では、「有権者の利便性向上」を大きなテーマに掲げ、幅広い世代が参加しやすい選挙の実現を目指して電子投票の導入を決断しました。

Ⅱ 実際に運用してみたの所感・課題

電子投票を実施した結果、投票を終えた有権者からは「操作が分かりやすい」「投票がしやすかった」といった好意的な意見が多く寄せられました。本町が電子投票導入のテーマとして掲げていた「有権者の利便性向上」については、成果を得ることができたと感じています。また、候補者名を手書きする必要がないため、文字の書き損じによる無効票が発生せず、民意をより



投票イメージ

正確に反映できる投票方式であることも実感しました。

一方で、電子投票の課題は多々あります。その一つが、投票方式の混在です。地方選挙では、自治体が条例を制定することで電子投票の導入が可能となりますが、国政選挙、県政選挙では従来どおり紙による投票が行われるため、有権者は選挙の種類によって異なる投票方式に対応しなければなりません。

電子投票による選挙執行の実績を積み重ね、その都度検証と改善を行うことで、より効率的で安定した運用体制の構築が可能になると考えています。さらに、電子投票の有効性が広く共有されることで、導入を検討する自治体が増え、選挙方式の混在も軽減されるものと考えています。

Ⅱ 有権者からの感想

今回の選挙では、電子投票を導入するに当たり、数カ月間にわたる周知・啓発活動を実施しました。その結果、多くの有権者は投票所に来る前から電子投票が実施されることを認識しており、一定の理解が浸透していることがうかがえました。

一方で、実際に投票所を訪れた有権者からは、「便利そうだ」といった期待の声がある一方、「本当に正しく投票できるのか」「操作は難しいくないか」など、懐疑的な意見や不安の声も聞かれました。

しかし、実際に投票を終えた後は、「思った

より簡単だった」「操作しやすかった」といった好意的な感想が多く寄せられました。投票所を後にする有権者の様子からも、電子投票に対する不安が解消され、前向きな評価へと変化していく様子が見受けられました。

このことから、電子投票は有権者の利便性向上に寄与するだけでなく、新たな投票方式に対する心理的なハードルも、実際の体験を通じて低減できる可能性があると感じています。

Ⅱ 今後について

本町では、令和9年4月に予定されている統一地方選挙のうち新富町議会議員選挙において、電子投票による選挙執行を予定しています。今回の新富町議会議員補欠選挙で得られた経験や有権者の声を踏まえながら、より円滑で安心して利用できる投票環境の整備に取り組んでいく考えです。

改めて、電子投票は、開票作業の迅速化や事務従事者数の削減など、選挙執行における事務負担の軽減に寄与するだけでなく、有権者にとっても大きなメリットがあります。タッチパネル操作により片手で容易に投票できることに加え、候補者名の書き損じによる無効票の発生を防ぐことができるため、民意をより正確に反映することができます。こうしたことから、電子投票は有権者の利便性向上に資する重要な手段であると考えています。

今回の選挙を通じて、電子投票の有効性や可能性を実感することができました。選挙事務に携わる職員のひとりとして、また実際に電子投票を体験したひとりの有権者としても、電子投票が今後さらに普及し、誰もが投票しやすい環境づくりにつながっていくことを願います。

みやたけ みな 宮崎県新富町出身。令和4年に新富町役場へ入庁。税務課に4年間所属。令和8年4月から選挙管理委員会事務局書記に着任および総務課行政係を併任。

インターネット投票の行方

明治大学専門職大学院ガバナンス研究科長・教授 湯浅 壱道



インターネット投票とは、一般に、有権者が自分のパソコン、タブレット、スマートフォン等を利用してインターネット経由で投票を行うことをいう。

電子投票の普及期には、第一段階：有権者が指定された投票所で電子投票機を利用して投票する段階、第二段階：投票所同士をネットワークで接続して有権者がどの投票所でも投票できる段階、第三段階：有権者がパソコン等を使用しインターネット経由でどこでも投票できる段階、というように位置づけられていた。日本では、2002年に電磁記録投票法が成立し、地方公共団体が条例を定めることによって首長選挙や議会の議員選挙に第一段階の電子投票を導入することができるようになった。ところが、2003年に岐阜県可児市の市議会議員選挙で大規模な障害が発生して最高裁判所によって選挙の無効が確定するというトラブルがあり、その後は普及しなかった。しかし最近、再び第一段階の電子投票を導入する地方公共団体が現れている。

第二段階の電子投票の例としては、韓国における電子投票の導入の試みがあり、システムは完成したものの、導入されずに終わった。

第三段階の例としては、エストニアで実施されているインターネット投票が有名である。エストニアは、第一段階、第二段階をへることなく、2005年にインターネット投票を導入した。その後、安定して運用されており、現在ではインターネット投票の利用率は投票者の50パーセントをこえている。また、当初はICチップ付きのICカード身分証明書をパソコンに接続し

たカードリーダーで読み込むことによって本人確認と電子署名を行っていたが、現在はモバイルIDの利用により、スマートフォンだけで投票できるようになっている。

インターネット投票のメリットとデメリット

インターネット投票には、次のようなメリットがある。

(1) 有権者の投票コストの低下

インターネット投票の最大のメリットは、有権者が投票所に行く必要がなくなることである。これによって有権者のコストが減少し、投票率を向上させることが期待される。

インターネット投票というと、若者が利用するのではないかという先入観がある。しかし筆者は、インターネット投票が導入されたときに最も恩恵を受けるのは、高齢者であろうと考えている。ひとりで投票所に行くのが難しい高齢者にとって、投票所へのアクセスは大きな問題だからである。

(2) 自然災害への対応

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、台風が通年で襲来したり、局地的な豪雨が発生したりするなど、自然災害が増加している。あらかじめ天候が悪化することが予想されている場合は期日前投票を利用することが推奨されているが、期日前投票所の数は選挙の当日の投票所の数よりも少ないため、待ち時間が長くなることがあるという問題点が指摘されている。インターネット投票の導入により、天候悪化を懸念して期日前投票を行うという必要はなくなる。

(3) 離島、山間地などへの対応

離島における選挙の実施の大きな課題は、投票用紙が入った投票箱を開票所に運ばなければならないことであり、悪天候時には海上保安庁の巡視艇に輸送を依頼することもあるなど、各地の選挙管理委員会は輸送手段の確保に苦慮している。また山間地では、有権者の移動支援のためにバスを用意したり、バスやタクシーに投票箱を載せて巡回する「移動期日前投票所」で対応したりしている。いずれにしても費用や人手を要し、職員の少ない地方の選挙管理委員会にとっては大きな負担になっている。インターネット投票はこれらの問題の解決に寄与する。

(4) 選挙管理コストの低下

インターネット投票は広い意味での電子投票の一種であるから、第一段階や第二段階の電子投票と同じように、開票に要する時間はきわめて短く、多くの人手も不要である。

一方で、インターネット投票への懸念として挙げられることが多いのは、次の点である。

- (ア)本人以外の者によるなりすまし投票の恐れ
- (イ)サイバー攻撃により票が書き換えられたり消去されたりする恐れ
- (ウ)通信障害や停電が発生し、投票ができなくなる恐れ
- (エ)投票所以外の場所で立会人がいない環境で投票を行うため、投票強要や買収が増える恐れ
- (オ)手軽に投票ができるようになることにより、政治参加に関する意識や投票義務感が縮減する恐れ

(ア)はマイナンバーカードを利用することで防止することが可能であり、(イ)についてもこれまでに各国で実施されたインターネット投票で公的に投票結果の書き換えが確認された例はない。(ウ)は、通信障害が発生すると投票所や開票所間での連絡もできなくなる。大規模な停電が発生した場合には、投票所内で選挙人名簿と照

合するためのパソコン、投票用紙交付機などが使えなくなり、開票作業に照明が使えなくなる。これらの点で、実は現状の投票制度も同じリスクをかかえているのである。

最も大きな懸念は、やはり(エ)であろう。この点は、有権者の遵法意識や正義感、モラルに頼るほかはない。ただし、日本では身体障害者等に対する郵便等による不在者投票が存在しており、立会人がいない環境での投票は現在でも行われている点には注意が必要である。

II インターネット投票導入の可能性

上記のように、インターネット投票の導入にはメリットとデメリットがある。全国で一気にインターネット投票を導入することには、懸念を抱く有権者も少なくないであろう。このため、両者を比較衡量して、メリットのほうが大きいと考えられる領域から段階的に導入していくのが現実的であると思われる。

その代表的なものは、在外投票である。在外投票の利便性を向上させるために、在外選挙人名簿登録申請の手續の改善が行われたが、依然として投票率は低迷している。首都や大都市以外の地域に住んでいる有権者にとっては日本大使館や領事館に行くのが大変であり、郵便投票は時間がかかるため投票日までには到着できないことがあることが投票率低迷の理由であろう。

このように考えると、インターネット投票の将来は決して暗くない。総務省は、「在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究事業」を毎年実施しているが、このような導入に向けた検討は引き続き進めていくべきであろう。

ゆあさ はるみち 1970年生まれ。青山学院大学法学部卒。九州国際大学教授、同副学長、情報セキュリティ大学院大学教授、同副学長をへて、2021年明治大学専門職大学院ガバナンス研究科教授。2026年より同研究科長。

選挙機器開発の歴史と選管課題への貢献

株式会社ムサシ選挙営業本部本部長 藤井 俊介



Ⅱ はじめに

民主主義の根幹を支える選挙は、その公正さと正確さが何より重要です。しかし、投票から開票に至る一連の事務作業は、膨大な人手と時間を要する労働集約型の業務でもあります。限られた人員で、深夜まで続く開票作業をいかに正確かつ迅速にこなすか——全国の選挙管理委員会(以下、選管)が長年抱えてきたこの課題に、株式会社ムサシ(本社：東京都中央区)は半世紀以上にわたって向き合ってきました。

弊社は単なる機器メーカーにとどまらず、選管の現場課題を共に解決するパートナーとして、開発・導入・運用支援まで一貫して携わってまいりました。本稿では、その歩みと製品の仕組み、そして選管担当者の皆様が求めるものを改めて整理します。

Ⅱ 弊社の選挙事業の歩み

弊社が選挙関連機器の開発に本格的に乗り出したのは、1965年(昭和40年)に投票用紙計数機の開発に着手したことに始まります。1970年に「武蔵EL2型」として発売されたこの機器が、選挙機器開発の出発点でした。

続いて1975年には投票用紙自動交付機⁽¹⁾を発売。投票所で係員が手作業で行っていた交付業務を自動化し、受付スピードの向上と交付ミスの防止に貢献しました。

1980年には開く投票用紙の開発に着手しています。この背景には、同年の衆参同日選挙があります。有権者が衆議院・参議院の両方の投票用紙を同時に扱う同日選挙では、投票用紙を素早く開いて処理するニーズが一気に高まり、開

発を後押ししました。その結果、1989年には「BPコート」として発売しました。

1985年には選挙事務ソフトを発売し、ハードウェアだけでなくソフトウェア面での支援も開始します。

1996年には最高裁裁判官国民審査読取集計機⁽²⁾を発売し、×印という記号式投票の読み取りが可能となりました。

そして2001年、開票現場の中核を担う投票用紙読取分類機⁽³⁾を発売。光学読取とOCR技術を組み合わせ、手書きの候補者名を高精度で判別・仕分けするこの機器は、その後も改良を重ね、現在の選挙開票現場における事実上の標準機器となっています。

2019年に投票用紙自動交付機⁽⁴⁾を発売。投票用紙の色判別機能を搭載しており、複数の投票用紙を同時に扱う場面での誤交付防止を目的とし、開発した経緯があります。選管の現場の声と行政の要請が、弊社の製品開発を動かしてきた——この機器はその好例といえると思います。

Ⅱ 主力製品の仕組みと役割

現在、弊社が提供する選挙関連機器・サービスは多岐にわたっています。その中でも特に広く普及しているのが投票用紙読取分類機です。

この機器は、開票所に持ち込まれた投票用紙を候補者名や政党名ごとに自動で仕分けする装置です。あらかじめ候補者名や政党名の通称や、仕分け先となる棚を登録することで、投票用紙に記載された手書き文字を毎分660票で高速に読み取り、分類します。さらに、投票用紙の表裏や上下の向きを瞬時に揃えたうえで分類

を行うため、従事者が少なくとも開票時間を大幅に短縮でき、迅速な開票を実現しています。現在、約1200の自治体に約3000台が導入されています。また、読取分類機による仕分けが完了した後も、票は必ず開票従事者が目視で点検し、さらに候補者や政党が推薦する開票立会人による目視確認を受けます。

このように、機械による分類結果を人の目で二重に確認することで、開票作業の正確性と透明性を担保しています。

また、投票用紙計数機は仕分けられた票の枚数を高速かつ正確にカウントする機器であり、人手による数え間違いを防ぎます。これらに加えて、選挙人名簿の管理や開票データの集計・伝送を担う選挙管理ソフトウェアも提供しており、ハードウェアとソフトウェアを組み合わせたトータルソリューションとして選管の皆様にご提案しております。

II 選管担当の皆様が弊社に求めるもの

選管の担当の皆様から弊社に寄せられるご要望は、大きく三つに整理できます。

その第一は、正確性です。選挙結果は一票の誤りも許されません。機器の誤読・誤分類は開票結果の信頼性を直接損ないます。そのため、読取精度の高さはもちろん、判別が難しい票（いわゆる「疑問票」）を確実に人間の判断に委ねるための設計が求められます。弊社の読取分類機は、判読困難な票を自動的に別分類して立会人確認に回す機能を備えており、機械任せにしない設計思想が信頼をいただいている理由のひとつだと考えています。

第二は、迅速性です。開票速報は報道機関も含めた社会的関心事であり、できる限り早く確定結果を出すことが求められます。手作業では数時間かかっていた開票作業を、弊社機器の導入によって大幅に短縮できることは、選管の皆様にとって大きなメリットです。深夜まで続く

作業が早期に終了することで、職員の皆様の負担軽減にもつながっています。

第三は、標準化・運用のしやすさです。選挙事務を担う市区町村の担当職員の皆様は、必ずしも機器操作の専門家ではありません。また、選挙のたびに担当者が替わることも多く、誰でも短時間で操作を習得できる機器設計が欠かせません。弊社は機器の標準化を積極的に推進しています。

II 信頼性を守るために

近年、SNS上では弊社の機器を標的とした「不正選挙」に関するデマが繰り返し拡散されています。しかし、日本の開票制度は機械のみに依存せず、立会人による目視確認と複数人による管理が義務づけられており、機器単独で不正を行うことは構造上不可能です。総務省もこの点を明確に説明しています。

弊社は半世紀以上にわたり、選挙業務を支えてきた実績を持っています。選管の皆様にとって、こうした信頼の蓄積こそが機器選定における最大の判断基準のひとつであると、弊社は真摯に受け止めています。引き続き、透明性の高い運用と丁寧なサポートを通じて、その信頼にお応えしていきます。

II おわりに

選挙事務の効率化は、単なる省力化にとどまりません。正確で迅速な開票が実現することで、選挙結果への信頼が高まり、民主主義そのものの基盤が強化されます。弊社が積み上げてきた技術と実績は、日本の選挙制度を陰で支える重要なインフラだと自負しています。

今後も選管の皆様との対話を大切にしながら、現場の課題に根ざした機器・サービスの開発・改善を続けてまいります。

ふじい しゅんすけ 1990年(株)ムサシ入社。選挙機器・システム普及を担当。震災で延期された統一選の復旧支援を全社で牽引。2022年より現職。

生成AIは選挙をどう変えるのか ——技術革新と選挙の公正の両立

日本大学法学部教授 林 紀行



Ⅱ 日常化するAIと選挙への広がり

文章、画像、音声、動画を自動的に作成する生成AIは、生活や仕事の中でごく普通に利用されている。AIの進化と普及は今後も続き、インターネット検索やスマートフォンのように、日常生活に欠かせないものとなる。この流れは選挙にも及び、候補者や政党の情報発信、有権者の政策比較にもAIが使われている。

2025年に成立した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(AI基本法)」は、人工知能関連技術を人間の認知、推論、判断を代替または補助し得る技術と位置付け、研究開発と活用を推進している。したがって、偽情報の生成や拡散といった危険性のみを理由にAIを排除するのではなく、適切なルールの下で、選挙運動や有権者の政治参加を支え、民主主義の充実に資するよう活用できる環境を整備する必要がある。

Ⅱ 選挙に革新をもたらすAI

AIは、選挙運動にかかる時間や費用を削減し、多様な情報発信を可能にする。たとえば、街頭演説や議会活動の映像を短い動画に編集して字幕を付けるほか、政策の要約、質問への回答、多言語翻訳、音声読み上げなどにも利用できる。

近年の選挙では、首長選挙の候補者陣営が、政策に関する有権者の質問にAIで回答する仕組みを公開するとともに、多数の意見を分類・要約する「ブロードリスニング」を実施した事例がある。これは、候補者から有権者への一方向の情報発信にとどまらず、有権者の関心や意見

を広く把握し、政策形成や選挙運動に反映させようとする試みである。また、地方議会議員の選挙では、候補者が議会活動や街頭演説の動画に自動字幕、イラスト、合成音声を組み合わせてSNSで発信している。このような活用により、人員や費用が限られる中でも、政策や活動実績を分かりやすく整理し、情報が届きにくかった有権者にも伝えることができる。

このように、AIは対面による選挙活動を補完し、その効果を広げる手段となる。すなわち、政策、活動実績や候補者の人柄をより多くの有権者に届ける「発信力の増幅装置」として機能するのである。

Ⅱ 偽情報が選挙の公正をゆがめるリスク

一方、AIは、なりすましや虚偽情報の作成に悪用されている。たとえば、2024年のアメリカ・ニューハンプシャー州の大統領予備選挙を前に、バイデン大統領の偽音声をAIで作成し、有権者に投票を控えるよう呼びかける音声電話が発信された。また、同年のインド総選挙では、映画俳優が特定政党への投票を呼びかけているように見せかけた偽動画が拡散した。

問題は海外に限られない。わが国でも、昨年の参議院議員選挙や複数の地方選挙で確認されたが、とりわけ今年の衆議院議員選挙では、生成AIで作成されたとみられる偽・誤情報がSNSなどで拡散した。候補者がしていない発言や行動をしたように見せる情報のほか、事実と反する支持表明や不祥事に関する情報も流通した。AIによる生成物が精巧になるにつれて真偽の判別は難しくなり、有権者の判断に影響

を及ぼす危険性も高まる。

選挙は、有権者が代表者を選び、政治の方向を決定する民主主義の根幹をなす制度である。偽・誤情報が大量に流通すれば、有権者が事実に基づいて判断することが難しくなり、本来とは異なる投票行動へと導かれるおそれがある。とりわけ、投票日の直前に偽の音声や動画が拡散された場合、候補者や関係機関による訂正が十分に行き渡らないまま投票が行われ、候補者の当落や選挙結果を左右する可能性もある。さらに、偽・誤情報の流通が常態化すれば、実際の映像や音声、さらには開票結果までもが疑われるようになる。その結果、選挙に対する信頼が揺らぎ、選挙によって成立した政治権力の正統性まで損なわれるおそれがある。

II 法改正と表現の自由

こうした問題に対応する公職選挙法と情報流通プラットフォーム対処法の改正法が成立した。

改正公職選挙法は、選挙に関してAIで作成・改変した画像や映像をインターネット上で公開する際、AIを利用したことの表示を義務付けるものである。実写と誤認されるおそれのある画像や映像を対象とし、選挙運動のほか選挙期間中の落選運動にも適用される。また、インターネット等の利用者は、候補者に関する虚偽や事実をゆがめた情報によって、選挙の公正を害してはならない。次に、改正情報流通プラットフォーム対処法は、大規模プラットフォーム事業者に、選挙の公正を害する情報による悪影響を軽減する措置を義務付ける。今後策定される指針には、AI利用を表示する機能、その検知と利用者への警告表示などが想定され、実施状況は毎年公表される。

ただし、この法改正は、政府が情報の真偽を直接判定するものではない。表示、利用者の責務、事業者の対策を組み合わせ、選挙の公正を確保しようとするものである。規制が過度に広

がれば、正当な批判や論評を萎縮させるおそれがある。規制の対象は、なりすましや虚偽の情報による投票妨害など、選挙の公正に重大な危険を及ぼす行為に応じて、慎重に運用する必要がある。また、AIの進歩は極めて速く、偽・誤情報の作成方法や拡散の形態も変化し続ける。制度を一度整備すれば十分ではなく、その効果や表現の自由への影響を検証しながら、継続的な見直しが求められる。

III 有権者の役割と今後の選挙

健全な選挙には、候補者、政党、プラットフォーム事業者、報道機関、行政がそれぞれ責任を果たし、有権者が正確な情報に基づいて判断できる環境を整える必要がある。

候補者や政党には、AIの利用目的や確認体制、発信の責任者を明らかにすることが求められる。AIが政策案や演説原稿を作成しても、それを採用し、説明し、責任を負うのは政治家である。有権者が情報の真偽に迷った場合には、候補者の公式サイトや選挙管理委員会の発表、複数の報道を確認することが有効である。ただし、精巧なAIの生成物を有権者が見分けることには限界があるため、AI利用の表示、事業者による検知と警告、報道機関による事実確認、行政による迅速な情報提供を組み合わせる必要がある。

今後は、AIの利用を前提に、透明性、本人の承認、事実確認、責任の所在を確保しつつ、制度の効果や表現の自由への影響を検証する必要がある。AIの利点を生かしながら、有権者の自由な判断と選挙の公正を守る仕組みが求められるであろう。

はやし のりゆき 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程単位取得退学。環太平洋大学教授等を経て現職。この他に、早稲田大学デモクラシー創造研究所招聘研究員。専門は代表制論、地方議会論。

「選挙が盗まれた」 — 繰り返される不正言説

日本ファクトチェックセンター編集長 古田 大輔

前号の特集記事では「AI氾濫が民主主義を侵食する 2026年衆院選と偽情報の新局面」と題して、選挙に関する偽・誤情報が急増している現状と、その背景としてのAI生成コンテンツの氾濫について解説しました。

これからの連載では、政治や選挙にまつわる偽・誤情報を具体的に紹介し、どのように見極めればよいかの対策にも触れたいと思います。

◆必ず拡散する「この選挙は不正」ネタ

選挙のたびに必ずSNSに流れる言説があります。「選挙不正がある」というものです。

「投票用紙が書き換えられる/すり替えられる」「開票作業に使われる機材に仕掛けがある」「勝敗が最初から決まっているから開票率0%でも結果が報じられる」

日本ファクトチェックセンター(JFC)は実際に拡散したこれらの投稿について「誤り」「根拠不明」などと検証してきました。選挙管理委員会に取材をしてより詳しく解説した記事もあります。

「期日前投票はすり替えられる」「鉛筆で書かせるのは消すため」「開票システムに仕掛けがある」
繰り返される不正選挙疑惑を検証【#衆院選ファクトチェック】 <https://www.factcheckcenter.jp/fact-check/politics/election-frauds-debunked/>



◆実際に騒乱に繋がった事例も

こういった選挙不正を主張する偽・誤情報を軽視できないのは、この種の言説が現実の暴力に発展した例があるからです。米国では2021年1月、大統領選の結果に不正があったと信じた群衆が連邦議会を襲撃しました。ブラジルでも

2023年1月に同様の事件が発生しています。

不正言説は国境を越えて「型」として模倣されるのです。

不正選挙言説が厄介なのは、個々のデマの真偽を超えて、選挙制度そのものへの信頼を削る点にあります。「どうせ不正があるなら投票しても無駄だ」と感じる人が増えれば、投票率の低下を招きかねません。誰が勝ったかにかかわらず、民主主義の土台である「結果の正統性」が傷つくのです。

◆対策としてのプレバンキング

では、どう備えればいいのでしょうか。有効なのは、だまされる前にワクチンのように免疫をつける「プレバンキング(事前検証)」という考え方です。

「開票システムに仕掛けがある」などの定番ネタ、どのように感情を揺さぶろうとしているかの手口。それらを知っておくだけで「あの手法か」と身構えることができます。

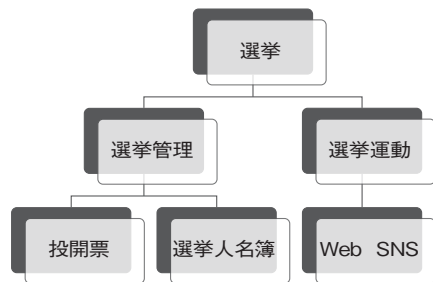
JFCが選挙のたびに、過去の検証事例に基づいたプレバンキング記事を出すのは、そのためです。

もちろん、過去に実際に選挙の不正が見つかったことはあります。だからこそ、不正防止のための様々な対策が施され、選挙の結果をひっくり返すような大規模な不正を防いでいます。

選挙への疑念は、検証可能な「事実」として議論されるべきもので、「選挙結果が気に入らないから」や「なんとなくの不信感」で根拠のない情報を拡散するべきではありません。確かめる習慣こそが、選挙という土台を守ります。

《選挙制度こぼれ話》

今回の特集は、「ICTと選挙」でした。図は、選挙に関するICTの関係です。



選挙人名簿の管理についての歴史

選挙人名簿は、現在、当然の如く電子的なデータとして管理されていますが、元々は手書きで、基本的に町・字ごとに区別して調製するものとされていました。転出・転入などがあった時は、書き込み、書き直しなどを行っていたのでしょう。これについて、政府の審議会が1961年に答申を出し、「カード式」にすべきであるとしました。選挙人ごとにカードを作った方が住所の移転などに伴う事務処理が合理化されたと考えられたのでしょう。こうして公職選挙法が改正され、「カード式」の語が入りました。

しかし、その後、コンピュータが普及し、自治体の中にも選挙人名簿を電子計算機で処理する団体も現れ、増えていきました。ただ、「カード式」という法律があるので、電算化した名簿情報は、あくまで補助という位置づけで運用されていきました。

ようやく1997年の公職選挙法改正で、「カード式」の語が削除され、「磁気ディスク」による選挙人名簿が初めて正面から規定されました。しかし、投票所における名簿と選挙人との対照は、磁気ディスクから出力した紙を各投票所に渡して、それとチェックすることとされました。2003年には、出力した紙ではなく、電磁記録媒体を投票所に渡し、それをディスプレイに表示して、選挙人と対照することができるようになりました。

2016年に至り、各投票所をオンラインで繋ぎ、

投票所のディスプレイで選挙人と対照することができるようになりました。ただし、この時は、有線のみでした。その後、2018年に、セキュリティの確保された無線の専用回線であれば、利用できるようになりました。これにより、期日前投票所の回線工事等を回避でき、個所数の拡大に繋がっているものと考えられます。

選挙人名簿の情報は、個人情報であるため、セキュリティ確保の面から、その当時の技術に応じて、一步一步ですが、細心の注意を払って、改正がなされてきたということが出来ます。

選挙人名簿については、現在、自治体システム等標準化の一環として、標準化が進められています。

二重投票は犯罪行為

このように管理された選挙人名簿の情報は、投票所や期日前投票所で、投票に訪れた選挙人の本人確認のために用いられます。ところが、一人の選挙人が複数回の投票をする、いわゆる「二重投票」の事例が、最近、大きく取り上げられています。中には、二重投票をあおるSNSの発信もあったと報じられています。

投票の際に身分証明書の持参を義務付けることも考えられますが、身分証を持たない人もいたり、投票という重要な権利行使の機会を安易に失わせるべきではないとの考えから、これまでは、厳格な解釈は避けられてきました。しかし、それを逆手にとって、不正が続くようならば、何らかの対策が必要になってくるかもしれません。

二重投票は、選挙の公正さを害するだけでなく、一人一票の平等原則を定めた憲法の趣旨にも反します。実際に投票しなくとも、投票しようとした段階で詐偽投票罪に問われます。有罪になった者は、原則として5年間、選挙権が停止され、選挙から遠ざけられることになります。

(編集部)

明推協議会が支える投票所運営 実態調査を



北海学園大学法学部教授 堀内 匠

投票立会の担い手が不足していることを理由として、投票所が統廃合される例が多くなっています。私たちにはこの投票所あり方にどのように関与することができるのでしょうか。明推協議会には不正の防止や投票参加の促進等の役割が設定されていますが、選挙は有権者自らが実施を行うからこそ民主的たりえるのだから、会員自身が選挙事務の担い手となることについては積極的に評価されて良いでしょう。

■ 投票弱者と投票所削減

担い手が不足しているのは都市部農村部問わずですが、都市部はむしろ有権者数が増えている自治体もあり、担い手不足とはいえ投票所を減らす動きにはつながっていないところも多いのが現状です。他方で農村部における投票所の統廃合は、旧自治省通知の投票所設置基準(3キロ・3000人)も手伝って、有権者数が減った過疎の集落から狙い撃ちにされがちです。

こうして投票所が統廃合されることによるしわ寄せは、高齢者や移動弱者に集中して現れることになります。しかもいま有権者のなかのボリュームゾーンである団塊の世代がすでに70代以上になり、年齢的に投票引退する時期(年代別投票率は70代以降低下していく)にも差し掛かっていることから、今後投票率は全体的に低下していく懸念があります。これまで歴史的に明推協議会の活動では若者の政治参加が強く言われてきましたが、人口減少社会においては、そうした弱者の政治参加にも目を向ける必要があるはずです。

北海道内の自治体では2000年代以降、投票所を本庁舎1箇所のみにした例が8あります。投票所数は短期間で急速に削減されています。自治体選管では投票所削減の代替として移動式投

票所や送迎等を用立ててはいるものの、自前の移動手段をもたない高齢者・投票弱者層にとって辛いのは間違いないでしょう。

■ 投票所を支える明推協議会

こういったなかで投票弱者を支えるためにも投票所の維持は喫緊課題となっており、全国津々浦々の投票現場を支える明推協議会会員・協力員の参加は一層大きくなっていると言って良いでしょう。その一方で、明推協議会の組織やメンバーの構成は多様で、はたしてどの程度の会員・協力員が実際に投票事務を担っておられるのか、全容は掴めていないのが現状です。

実態把握という点では投票立会人に関する全国調査がそもそも稀です。「全国市区町村選挙管理委員会事務局調査」がほぼ唯一の例で、投票立会人の選任の主要なルートとなっているのは地元町内会(34.7%)、民生委員(35.4%)への依頼だということが示されましたが、立会人自身が明推協議会に所属しているのかは設問にありませんでした。

前回総選挙の実情を見ても投票当日の4万4642箇所、期日前6548箇所国政選挙の投票所は、およそ15万人以上もの投票立会人によって支えられています。なり手不足を受けた公選法改正で職員がこれを担えるようになったとはいえ、やはり地域住民たる明推協議会の面々が支えることが何より望ましいのは言を俟ちません。本誌を手にとった明推協議会の会員・協力員のなかにはすでに投票立会人を務めておられる方も多いことでしょう。減少傾向にある明推協議会会員数を反転させるためにも、その献身についての実態把握と役割を正に評価させるアピールが求められています。

ほりうち たくみ 専門は地方自治論、行政学、公共政策論。(公財)地方自治総合研究所研究員を経て2021年より現職。2025年より北海道明推協議会会長を務める。

あなたはどっち？

(株)共同通信社 企画委員 垂見 和磨

①—投票先、SNSだけで決める？ それとも新聞・テレビで確かめる？

選挙の情報源として、SNSや動画サイトの存在感が高まっている。候補者の投稿や演説を直接見て、短い動画で政策を知ることができる。2024年以降の東京・兵庫の知事選や参院選あたりから、SNSで注目を集めた候補者や政党が支持を広げ、選挙結果に大きな影響を与える例も目立つようになってきた。

一方で、新聞やテレビは取材を通じて事実確認を行い、争点や候補者を伝えてきた。身近で手軽なSNSか、確かめて比べる新聞・テレビか。投票先を考えると、あなたはどちらを重視しますか。

【SNS】の強みと弱み

「政治をもっと身近に」——そんな期待を集めるのがSNSだ。候補者の演説や政策をスマホで視聴し、長い記事を読まなくても選挙情報に触れられる。友人の投稿やおすすめ動画から、知らなかった争点を知ることもある。若者に届きやすく、政治に関心を持つきっかけになる点は大きい。短い動画、コンパクトな解説、ライブ配信を通じて、候補者をより身近に感じる人もいる。

ただし、SNSには危うさもある。一度見た投稿に似た情報が次々に表示され、気づかないうちに同じ意見ばかりに囲まれることがある。短い動画は分かりやすい反面、発言の一部だけが切り取られることもある。怒りや不安をあおる投稿ほど広がりや



すく、誹謗中傷が広がる例も過去にあった。人気や勢いだけで判断すると、政策の中身を見失うかもしれない。

【新聞・テレビ】の強みと弱み

「確かめて、比べて考える」——そんな役割を担ってきたのが新聞やテレビだ。記者が取材し、候補者の主張を並べて比べたり、選挙の争点を整理したりする。候補者本人の発信だけでは見えにくい疑問点を問い、過去の発言や実績と照らし合わせることもできる。真偽不明の情報が広がったとき、選管や専門家に確認して検証する役割もある。

一方で、新聞やテレビは、紙面や放送時間に制約があり、すべての政策を詳しく伝えられるわけではない。公平に扱おうとするほど、候補者の熱量や個性が見えにくくなる面もある。報道機関の伝え方に偏りを感じる人もいて、信頼をどう取り戻すかが課題になっている。



●あなたは、どちらを選びますか？

選挙の情報源は、SNSか新聞・テレビかの二者択一ではない。SNSで関心を持ち、新聞・テレビ、選挙公報、候補者の公式情報で確かめる。感情を強く揺さぶる投稿ほど、出所や根拠を見直す。SNSを使った選挙運動は認められているが、誰でも何でもできるわけではない。

大切なのは、ひとつの投稿やひとつの報道だけで決めないこと。あなたの一票は、誰かの熱量ではなく、自分で比べ、確かめ、考えた先にある。

あなたは、どちらを選びますか？

読者アンケートのお願い

特集は「ICTと選挙」でした。選挙時の選挙情報の情報源について、従来、新聞やテレビ、選挙公報などが中心でしたが、近年の当協会の調査によれば、インターネット(SNS)から入手する割合が増えており、特に20～30歳代の過半数がテレビよりインターネットを選択しています。

SNS上では様々な選挙情報等に触れられる一方で、偽情報、誤情報が含まれていることが本特集でも指摘されていますが、偽情報、誤情報を拡散した人に対して拡散した理由を尋ねた総務省の調査によれば、「情報が驚きの内容であったため」が最も多く選択されています。これに対し、今号より始まった連載「あなたはどっち？」では「感情を強く揺さぶる投稿ほど、出所や根拠を見直す」と示されています。肝に銘じておきたいものです。

さて今号でも、読者の皆様の率直なご意見やご感想等をいただきたいと思います。右欄に掲載しているQRコードにアクセスしていただきますと、読者アンケートの回答フォームが開きます。数分程度で入力完了する簡単な仕組みとなっていますので、率直なご意見、ご感想等をお寄せください。

なお、アンケートへの回答は、10月15日までをお願いいたします。



明るい選挙推進サポート企業制度

明るい選挙推進運動は、第2次世界大戦後の民主的な選挙の黎明期において、実業界、言論界などで提唱され、国民運動としてスタートしました。この歴史を踏まえ、また各企業におかれては多くの社員(有権者)を抱えておられることに着目し、協会では明るい選挙推進サポート企業制度を設けています。社会貢献活動の一環として、支援をご検討ください。サポート企業に対しては、当誌Votersや寄附禁止周知などの啓発資料を提供するとともに、社員研修などでの主権者教育に関する講演を実施します(交通費実費負担)。

サポート会費のお願い

協会は、フォーラム開催、資料作成、意識調査などを実施していますが、明るい選挙推進協議会による会費、趣旨をご理解いただいている団体からの助成金などで運営されています。活動にご理解いただきますとともに、サポート企業制度の安定的な実施のため、サポート会費(一口10万円以上)による支援をお願いしています。

表紙ポスターの紹介

明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞(令和7年度)

中里 彩音さん 茨城県石岡市立石岡中学校2年

平田 朝一

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

画面中央の曲がりくねった道路に、投票用紙が入られ、未来の街につながっているように感じます。街の背景は黄色く光っていて、それぞれの一票が明るい未来につながっていることを見る人に想像できる作品になっています。

寄附に対する税制上の優遇措置

サポート会費は特定公益増進法人に対する寄附として、優遇措置が適用されます(法人税法第37条第4項)。一般寄附金の損金算入限度額①に加えて、特別損金算入限度額②が設けられ、①と②の合計額が限度額となり、寄附金合計額とのいずれか少ない額が損金に算入されます。

サポート企業として登録いただいている団体

- ・株式会社日本選挙センター(東京都千代田区)
選挙事務に関わる商品のトータルサポート
- ・株式会社ムサシ(東京都中央区)
名刺・カードプリント、金融汎用と選挙のシステム機材の開発製造ほか
- ・特定非営利活動法人選挙管理システム研究会(東京都中央区) 選挙管理委員会が行う選挙管理の支援、使用済投票用紙のリサイクル事業
- ・株式会社ジック(横浜市)
自動車事故などの損害調査、まちづくりなどの調査研究、保険代理店、総合ITソリューション事業
- ・株式会社アクス(横浜市)
自動車事故損害調査、行政等を対象とする調査研究
- ・株式会社社会調査研究センター(さいたま市)
世論調査や選挙調査の設計、実施、集計・解析とコンサルティング。埼玉大学発ベンチャーの第1号

Voters(ボーターズ): 英語で「有権者、投票者」の意味

93号 2026年8月20日発行

編集・発行 公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階

TEL03-6380-9891

メールアドレス info@akaruisenkkyo.or.jp

編集協力 株式会社 公職研



How to ファシグラ!

◎「発言の空中戦」を防ぐには◎

会議における「発言の空中戦」とは、前提・事実・結論が整理されないまま、意見だけが飛び交う状態を言います。発言者が自分の考えや主張を述べることに集中し、何に対する意見なのか、どの論点を扱っているのかを共有しないため、議論が噛み合わなくなります。また、他人の発言を受けずに話すことで論点が発散し、会議の目的から離れていきます。さらに、整理役や可視化が不在だと、話題の位置関係が分からず、参加者は議論を追えなくなり、結果として会議は迷走します。これを防ぐポイントは3つあります。

①論点を明確にする

会議で「今、何について話しているのか」を具体的に示し、参加者全員の視点を揃えることです。議論の対象を明確に定義することで、意見の食い違いや噛み合わない議論を防ぎます。論点がクリアになれば、不要な迷走を避け、限られた時間内でも目的に沿った質の高い成果を確実に得られるようになります。

②発言の要約と確認をする

相手の発言を短く整理して言い換え、「こういう理解でよいですね」と確認しながら可視化します。これにより、認識のズレを初期段階で防ぎ、議論が噛み合う状態を作ります。ただ聞くだけでなく、可視化することで、意図を正確に汲み取って理解していることを示すことができ、発言者の安心感にも繋がります。スムーズで建設的な合意形成へと導くことができます。



*ファシリテーション・グラフィックは、会議や打ち合わせ、ワークショップなどの話し合いの場で、その内容を文字や図解、イラストを使ってリアルタイムに可視化(見える化)する手法のことです。

③構造化する

議論や情報を「結論・理由・根拠」などの枠組みに分類し、それぞれの関係性を目に見える形に整えます。バラバラに出た意見を整理して示すことで、複雑な話も参加者全員が直感的に理解できるようになります。全体像を俯瞰できるため、次に何を議論すべきかが明確になり、納得感のある意思決定を支えます。

◎すぐに使えるファシグラ・スキル◎

今回は重要なポイントが一目でわかるようになる、シンプルで強力な色使いのルールです。色に特定の役割を持たせて、情報の構造化と記憶定着を促します。

・基本(メイン、タイトル)

情報の土台を構成します。意見やアイディアは青、緑、茶色で可視化します。目が疲れにくく、可読性の高い色で。タイトルは紫色。重要度は高いが、赤よりは落ち着いた見出しやタイトルに使います。

・強調(重要項目)

参加者の視線を一気に引きつけます。赤や黒色は最重要ポイントに使い、重要な箇所を際立たせます。

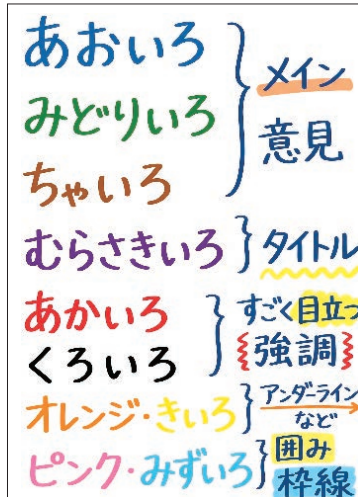
・装飾と関連付け

情報の補足や関連を示す時に使います。アンダーラインやマーカー、矢印にはオレンジ色や黄色を。

・グループ化と枠線・装飾(情報の区切り)

特定の情報をまとめます。囲い込みや枠線は桃色や水色を使用します。重要なエリアやグループ化した情報を囲みます。

自分に最適なバリエーションを考えておくことで、より見やすい可視化をすることができます。まずはこの基本から始めてみましょう！



(ファシリテーショングラフィック勉強会・増平貴之)

宝くじは、 みんなの暮らしに 役立っています。



移動採血車



ピクニックテーブル



宝くじドリームジャンボ絵本



宝くじ桜



消防団防災学習・災害活動車両



一輪車



パブリックアート



フラワープランター



検診車

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、教育及び
社会福祉施設の建設改修などに使われています。

一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う
社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人

日本宝くじ協会

<https://jla-takarakuji.or.jp/>

